

書評 Michal S. GAL (2003) “Competition Policy for Small Market Economies.” Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts. ISBN-13: 978-0674010499

共立女子大学ビジネス学部 荒井弘毅

今日では世界で 150 以上の国・地域において競争法が制定・施行されている。本書は、競争法の世界への展開の時期に公刊された小規模経済における競争政策の最適な設計に焦点を当てた重要な研究書である。背景としては、グローバル化と市場開放の進展に伴い、多くの小規模経済が競争政策を採用または強化してきた。特に 1990 年代以降世界で競争法が策定されてきた。これらの国々は多くの場合、大規模経済の競争法をそのまま採用しており、小規模経済の特性を十分に考慮していなかった。小規模経済は、高度に集中した市場構造や高い参入障壁など、大規模経済とは異なる経済的特徴を持っている可能性があるのである。

本書は、小規模経済の特性が競争政策にどのような影響を与えるかを体系的に分析した初めての包括的な研究である。本書は、経済規模が競争政策に与える影響を独立した要因として分析することの重要性を主張している。特に、小規模経済における競争政策の最適な設計のための理論的枠組みを提供したものであると考えることができる。独占、寡占、合併規制など、競争政策の主要な分野について、小規模経済に適した具体的な政策提言を行っている。その中でも、大規模経済の競争法を小規模経済に適用する際の問題点を指摘し、解決策を提案している。競争法のグローバルな調和化の議論に、小規模経済の視点を導入するものとして重要である。

本書のインプリケーションとして、小規模経済は、自国の経済的特性を考慮した競争政策を採用する必要があることが明らかにされたことにある。効率性の考慮が小規模経済では特に重要であり、合併政策などにおいてより柔軟なアプローチが求められる。これは、国際的な競争法の調和化においては、小規模経済の特性を考慮した柔軟な枠組みが必要であるものとして参照すべきものと考えられる。大規模経済内の小規模市場にも、同様の考慮が適用される可能性がある。競争政策の効果的な実施には、専門性の高い競争当局や裁判所の設立、一般市民やビジネス界への教育が重要である。本書は、そうした状況について適切に解説を行い、小規模経済の競争政策に関する理論的・実践的な指針を提供し、グローバルな競争政策の議論に新たな視点をもたらすものである。

イントロダクションでは、小規模市場経済における競争政策の概念について紹介している。本書での小規模経済とは、ほとんどの産業において少数の競合企業しか維持できない独立主権経済であり、その結果、市場構造が高度に集中化している経済を指す。経済規模は、人口規模、人口分布、貿易開放性などの要因によって影響を受ける。明確な境界線はないが、経済規模は連続的に変化し、ジャージーやマルタのような非常に小さな経済から、オーストラリアのような規模は大きいながらも依然として集中化した経済が存在するものが例として挙げ

らている。

その上で、小規模経済には、その独特な市場条件に特化した競争政策が必要であると主張している。小規模経済は、主に規模の経済と高い参入障壁に起因する市場の集中性により、大規模経済とは異なる厚生最大化の問題に直面している。これにより、生産効率と競争条件のバランスを取るのが難しくなる。市場の力が自己修正する傾向が弱いことから、小規模経済では競争政策がより重要であるとする。しかし、大規模経済に適用される原則をそのまま小規模経済に適用することはできないとしている。

ほとんどの小規模経済は、競争政策を策定する際に自国の規模を考慮していない。多くの国は、ECのような大規模経済の法律を単に採用したり、それらに頼ったりしているが、それでは小規模経済の独自性を考慮したことにはならないとして、このアプローチには問題があると主張している。その上で、小規模経済の経済的特性が競争法にどのような影響を与えるかを評価するための包括的な枠組みを求めている。この必要性は、近年多くの小規模国家が競争政策を採用し、競争法の調和に向けた世界的な取り組みが増加していることから、より切迫したものとなっているとする。

イデオロギー、歴史、政治などの要因も競争政策に影響を与えることを認めながらも、特に経済規模の影響に焦点を当てている。小規模経済が最終的に大規模経済と同様の法律を採用することを決定した場合でも、その影響を明確に理解した上でそうしなければならないとする。小規模であることが最適な競争政策の設計と実施にどのような影響を与えるかについて、体系的な指針を提供することを目的としている。小規模経済は、グローバルな調和に向けた取り組みにおいて見落とされるリスクがあり、調和された法律の策定においてその特殊性が考慮されない場合、潜在的に利益を失う可能性があるため、この分析は極めて重要であるとしている。

第1章「小規模市場経済の経済的特性」では、小規模経済の主な経済的特徴について説明している。小規模経済の基本的な障害は、需要に対して最小効率規模(MES)が大きいことである。これにより、多くの産業で高度な集中、高い参入障壁、MES以下の生産レベルが生じる。小規模経済では、市場需要が限られているため、MESを達成するには需要の大部分を占める必要がある。これは多くの産業で少数の効率的な企業しか支えられないことを意味し、結果として高度な産業集中につながる。

高い産業集中度は、自然独占、単一企業支配、寡占といった市場構造をもたらす。これらの構造は、競争を制限し、価格を上昇させ、生産効率を低下させる可能性がある。自然独占では、1社が最も効率的に生産できるが、独占価格や非効率性のリスクがある。支配的企業は、市場支配力を濫用したり、参入障壁を築いたりする可能性がある。寡占市場では、企業間の協調や暗黙の共謀が起りやすく、これが競争を制限し、MES以下の生産を助長する可能性がある。

小規模経済のもう一つの特徴は、経済全体の集中度が高いことである。大企業が経済活動

の大部分を占め、これらの企業間のビジネスネットワークがさらに集中を強化することがある。この集中は、経済的な問題だけでなく、政治的・社会的な影響力の集中にもつながる可能性がある。また、小規模経済では、企業が効率的な規模に達するために多角化せざるを得ないことが多く、これがさらに集中を促進する。

貿易の開放性は、小規模経済のいくつかの問題を解決する可能性があるが、すべての問題を解決するわけではない。輸出は国内企業の市場を拡大し、効率的な生産規模の達成を可能にする。輸入は国内価格に上限を設け、国内企業に効率性向上の圧力をかける。しかし、輸送コスト、その地に適応するためのコスト、関税などの貿易障壁が存在する場合、貿易の効果は限定的になる。さらに、輸入品が国内市場を独占した場合、価格が上昇する可能性もある。したがって、貿易政策だけでなく、競争政策も小規模経済の効率性向上に重要な役割を果たす。競争政策は、国内市場の構造と行動、競争の強度を決定する上で重要な手段となる。

第2章「小規模であることの競争政策への一般的な影響」では、小規模経済における競争政策の一般的な影響について論じている。競争法は社会厚生を最大化することを目的とした法的ルールの一部であり、市場の特性を考慮して慎重に設計される必要がある。小規模経済の構造的・行動的特徴を政策選択に反映させることが重要である。小規模経済では競争政策の目標を明確に定義し、経済効率を他の目標よりも優先させることが不可欠とされる。それは小規模経済では競合する目標間のバランスを取ることが特に難しく、高度な不確実性を生み出す可能性があるからである。

小規模経済では、生産効率の考慮が相対的に重要になる。多くの産業で大規模な企業や工場が最小効率規模を達成するために必要となるため、高い産業集中度が生産効率を達成するための必要悪となる可能性が挙げられている。このため、競争政策は高い集中度を単純に望ましくないものとして扱うべきではなく、むしろ、個々の企業の生産量増加に対して好意的な姿勢を取り、規模の経済を実現できるようにすべきである。ただし、これは市場支配力の増大という代償を伴うため、構造的効率性と競争の活力のバランスを取ることが重要であると主張している。

小規模経済では、構造的な改善策の効果が限定的であることを認識する必要がある。企業の分割などの構造的改善策は、市場支配力や談合の可能性を減らすのに役立つ可能性があるが、同時に規模の経済によるコスト効率を損なう可能性がある。需要が限られているため、効率的な企業の数が増え、寡占状態が続く可能性が高いである。したがって、小規模経済では一般的に、規模だけを理由に大企業を禁止したり、すべての市場支配力の問題に構造的解決策を採用したりするような法律は避けるべきである。

その代わりに、小規模経済の競争政策は、より集中度の高い市場構造の望ましくない経済的影響を最小限に抑え、より効率的な市場構造につながる長期的な市場力を支援することを目指すべきである。これには、談合行為に対する厳格なルールの適用や、独占企業による排他的行為の規制が含まれる。また、新規参入企業が既存の競争相手が持つ先行者利益以外

のハンディキャップなしに市場に参入できる機会を確保することも重要である。小規模経済では、大規模経済で適用される単純な競争政策をそのまま適用することはできない。むしろ、競合する考慮事項のバランスを取る必要があり、これは一般的なルールの設定をより困難にする可能性がある。ただし、市場規模に関係なく適用できる競争政策の領域もあり、それらには効率性の向上効果が限定的または皆無の反競争的行為などが含まれる。

第3章「単一企業による独占の規制」では、小規模経済における単一企業支配の規制について論じている。単一企業支配は、独占的価格設定や生産効率の低下、製品選択の制限、レントシーキング行動などのコストを生み出す可能性がある。小規模経済では市場支配が一般的であるため、競争政策の重要な課題の一つとなっている。小規模経済は大規模経済とは異なる焦点と重点を競争法に置く必要があると主張している。

独占の規制に関する様々なアプローチとして、一つのアプローチは、特定の市場構造や企業パフォーマンスの前提条件が満たされた場合に、裁判所に独占企業を分割したり規制したりする権限を与えるものである。もう一つのアプローチは、独占企業が独占的価格設定や生産制限などの戦略に従事した場合に、支配的地位の濫用があったとみなすものである。著者は、小規模経済は単なる独占の規制をより真剣に検討すべきだと提案しているが、同時にそのような規制には慎重なアプローチが必要とも指摘している。

支配的地位の濫用に関しては、小規模経済に特有の懸念を引き起こす可能性のある特定の行為に焦点を当てている。例えば、価格差別は、寡占市場で競争を促進する手段として機能する可能性があるため、小規模経済では異なる分析が必要かもしれない。略奪的価格設定も、高い参入障壁と資本市場の不完全性のために、小規模経済ではより魅力的な戦略となる可能性がある。排他的取引も、小規模経済の集中した市場構造のために、より深刻な競争上の懸念を引き起こす可能性がある。

また、小規模経済における救済措置の適用に関する注意点を提起している。市場が集中しており、参入障壁が高い場合、裁判所は競争回復のための救済措置が市場の均衡に与える影響を考慮する必要がある。過度に厳しい救済措置は、競争企業の市場退出を引き起こし、結果として競争を減少させる可能性がある。したがって、小規模経済の裁判所は、より集中した市場構造を作り出したり、市場への参入障壁を高めたりすることを避けるために、救済措置を適用する際に注意を払う必要がある。小規模経済の特性を考慮した11の具体的な政策提言で章を締めくくっている。

第4章「自然独占及び不可欠施設の規制」では、小規模経済における自然独占と不可欠施設の規制について論じている。自然独占は、単一の企業が最も低コストで財やサービスを提供できる市場構造を指す。小規模経済では自然独占が一般的であり、多くの産業に大きな影響を与えるため、その規制は特に重要である。著者は、自然独占を規制するための従来の方法と新しい方法の両方を分析し、競争当局が利用できる幅広い規制ツールを探っている。

ここでは、自然独占それ自体を非難したり禁止したりすべきではないと主張している。むしろ、規制は自然独占の反競争的行為に焦点を当てるべきである。特に重要なのは、垂直統合された自然独占企業が、その支配的地位を利用して競争相手を排除したり、差別的な取引条件を設定したりする場合である。このような行為を規制するために、多くの国が「不可欠施設の法理」を採用している。この法理は、競争に不可欠な施設を所有する企業に対し、合理的かつ非差別的な条件でその施設へのアクセスを競争相手に提供することを義務付けるものである。

しかし、現行の不可欠施設の法理が必ずしも効率的ではないと指摘している。効率性を高めるためのいくつかの提案がなされている。例えば、規制は競争や特定の競争相手の保護ではなく、厚生の上昇に基づくべきであるとしている。また、関連市場を正しく定義し、競争相手の経済的生存可能性に対する施設の不可欠性を適切に評価することが重要である。さらに、著者は共同所有や構造的分離など、自然独占を規制するための新しい手法も提案している。

最後に、自然独占の規制に関するいくつかの政策提言を行っている。これには、自然独占それ自体を非難しないこと、反競争的行為の規制に焦点を当てること、不可欠施設の法理を効率的に適用すること、厚生を最大化するように救済策を設計・適用することなどが含まれる。また、施設の共有原則は技術的な比例規則ではなく厚生への影響に基づくべきであり、適切な場合には自然独占企業に施設の拡大を義務付けることも提案されている。これらの提言は、小規模経済における自然独占の効果的な規制のための包括的なフレームワークを提供している。

第5章「寡占市場の規制」では、小規模経済における寡占市場の規制について論じている。寡占市場は、小規模経済において多くの産業で一般的であり、競争政策の主要な課題の一つとなっている。寡占市場では、少数の競争企業が互いの行動を考慮しながら意思決定を行うため、協調的な行動が生じやすくなる。このような市場構造は、価格を競争水準以上に引き上げ、消費者厚生を損なう可能性がある。小規模経済では市場需要の制限や高い参入障壁のために寡占市場が多く存在し、そのため規制がより重要になると指摘している。

寡占市場を規制するためのいくつかのアプローチを分析している。まず、明示的な共謀（カルテル）については、厳格に禁止すべきだと主張している。一方で、競争促進的な効果を持つ協力的な取決め（例えば、共同研究開発や専門化協定）については、その利点と欠点を慎重に比較衡量する必要があるとしている。特に小規模経済では、このような協力が規模の経済を実現し、国際競争力を高めるために重要である可能性がある。これらの協定を評価する際には、ルール・オブ・リーズン（合理の原則）アプローチを採用し、総合的な厚生への影響を考慮すべきと提案している。

意識的並行行為（暗黙の協調）の規制については、より複雑な問題が生じる。多くの国では意識的並行行為そのものを禁止していないが、小規模経済ではこれがより深刻な問題と

なる可能性がある」と指摘している。この問題に対処するため、一つは、協調を容易にする慣行を規制する提案をしている。もう一つは、政府が特定の企業（マーベリック）を支援して低価格戦略を採用させ、他の企業に競争的な行動を強いるという方法である。これらのアプローチは、直接的な価格規制よりも市場メカニズムを活用しつつ、競争を促進することを目指している。

最後に、小規模経済における寡占市場規制のための政策提言をまとめている。これには、明示的な共謀の厳格な規制、協力的取決めに対するルール・オブ・リーズンの適用、協調を容易にする慣行の規制、そして適切な場合にはマーベリックモデルの適用などが含まれている。これらの政策が小規模経済の特性を考慮に入れつつ、競争を促進し、消費者厚生を向上させることができるとしている。また、合併政策も寡占市場を間接的に規制する手段として重要であることを指摘している。

第6章「合併規制政策」では、小規模経済における企業合併規制政策について論じている。合併規制が市場支配力を規制する最も効果的な競争政策ツールの1つであると主張している。小規模経済では、合併が集中的な市場構造の変化を促す主要な要因であるため、合併政策が特に重要である。しかし、小規模経済の特性により、効率的な合併政策の策定には難しい課題がある。多くの産業が規模の経済性によって正当化される高度に集中した市場構造を持っているため、合併政策は効率性の考慮に対して柔軟でなければならない一方で、資源節約によって正当化されない集中度の増加には警戒する必要がある。

小規模経済の合併政策に関するいくつかの提言を行っている。まず、合併の反競争的效果と効率性の向上をバランスよく考慮するアプローチを採用すべきだと述べている。また、消費者厚生だけでなく生産者厚生も含めた総厚生基準の採用を推奨している。さらに、高集中度が必ずしも厚生を減少させるという硬直的な構造的推定を避け、代わりに市場で活動する企業に課される競争制約に影響を与える非構造的な動的要因に重点を置くべきだと主張している。既存の市場支配力のレベルと、合併によって生じる可能性のある市場支配力の増加も重要な考慮事項として挙げられている。

効率性の考慮に関しては、厳格な仮定や重い立証責任は効率性の考慮を理論的可能性に留めてしまう可能性があるため、効率性実現の条件を実用的な証明が可能なレベルに設定すべきと提案している。また、合併前の協議手続の採用や、複合企業の合併を評価する際に他の市場での競争減少の可能性を考慮することも推奨している。最後に、小規模経済が域外合併に対処する手段は限られているため、グローバルな影響を考慮するルールや多国間の合併規制体制の採用を提唱すべきと述べている。

貿易障壁の低下が新しい市場条件への適応を促す競争圧力を生み出すという観点から、最適な合併規制の重要性を強調している。合併政策は、産業が変化する状況に適応することを可能にする合併の価値ある役割と、そのような取引を阻害するコストを認識すべきと主張している。同時に、貿易の開放性の増加は、小規模経済に悪影響を与える域外合併に関する

る新たな問題を生み出しており、これらの問題は世界的なフォーラムで取り組み始められたばかりと指摘している。

最後の「結論」の章では、本書全体を通じて論じてきた小規模経済における競争政策の主要な提言を要約し、その実践的・理論的意味合いを分析している。経済規模が最適な競争政策に大きな影響を与えることを強調している。小規模経済の多くの市場で見られる高度な集中と高い参入障壁は、大規模経済とは異なるバランスの取れた考慮を必要とする。著者は、小規模経済が効率性を単独の目標として重視すべきこと、合併政策では効率性の考慮により柔軟であるべきこと、独占や寡占の行動規制の重要性、そして市場支配力の指標としての市場シェアの解釈の違いなど、具体的な政策提言を行っている。

小規模経済が大規模経済の競争法を採用することの利点と欠点について議論している。大規模経済の法律を採用することには、既存の判例法や解説の豊富さ、ネットワーク外部性などの利点があるが、小規模経済の特性に十分な配慮がなされない可能性があるという大きな欠点があるとする。小規模経済が自国の特性に合わせて法律を解釈・適用する必要性を強調している。また、競争法のグローバルな調和化の問題についても触れ、小規模経済の特性を考慮した柔軟な枠組みの必要性を主張している。

さらに、大規模経済内の小規模市場にも同様の問題が存在する可能性を指摘している。地理的条件や輸送コストなどにより、大規模経済内にも小規模で集中度の高い地域市場が形成される場合がある。また、規模の経済性が市場全体に及ぶ産業では、大規模経済でも自然独占や寡占市場が存在する可能性がある。しかし、大規模経済と小規模経済の間には、このような市場構造の発生頻度に重要な違いがあると指摘している。

最後に、競争政策の実施に必要な補完的要素について言及している。適切な権限を持つ能力のある機関の設立や、市場参加者全体に競争法を周知させる機会と動機の創出が重要だと指摘している。特に、小規模経済では競争当局や裁判所の専門性が重要であり、競争政策の目標と内容について一般市民やビジネス界を教育することの重要性を強調している。これらの要素は、最適な競争政策の実現に不可欠であり、小規模経済にとって良い投資になると結論付けている。

本書は小規模経済における競争政策について重要な洞察を提供しているものの、今日の視点などから幾つかの批判が考えられる。

第1に、定義の曖昧さである。「小規模経済」の定義が必ずしも明確ではない。本書では人口規模や市場の開放度などを挙げているが、具体的な基準が示されていないため、どの国が「小規模経済」に該当するかが不明確である。挙げてしまっても良かったかもしれない。しかしこれは、中で掲げる多くの問題とも関連してくるものである。

第2に、一般化の問題が挙げられる。小規模経済間でも多様性があり、すべての小規模経済に同じ政策提言が適用できるかは疑問が残る。例えば、天然資源が豊富な小国と、そうで

ない小国では経済構造が大きく異なる可能性がある。また、小国の置かれた地域的な問題も考える必要がある。

第3に、ダイナミックな視点の不足である。技術革新やグローバル化の進展により、市場の境界が急速に変化する可能性がある。本書の分析は比較的静的であり、こうした動的な変化に対する考慮が十分でない可能性がある。特に、今日、GAFAMなどの超巨大デジタルプラットフォーム事業者の競争上の懸念に対しては、どの国においても、本書の問題意識は重要な論点となってくると考えられる。

第4に、実証的データ分析の限界である。本書のような理論的な議論は説得力があるが、提案された政策の有効性を示す実証的な証拠が限られている。小規模経済における競争政策の実際の効果に関するより詳細な事例研究や計量分析があれば、議論がより説得力を増すものであるが、これはまた別の研究が必要かもしれない。

第5に、政治経済学的視点の不足である。競争政策の採用や実施には、政治的な要因が大きく影響する。小規模経済における利益集団の影響力や政策決定プロセスについての分析がより詳細にあれば、政策提言の実現可能性をより適切に評価できるものとなると考えられる。これは今日まで続く（ブランドイス学派を含む）米国での議論を見ると、特に重要な部分である。

第5に、国際的な権力関係の考慮である。小規模経済が独自の競争政策を採用する能力は、しばしば大国や国際機関からの圧力によって制限される。この点についての分析がより詳細にあれば、提言の実現可能性をより適切に評価できることとなる。実際、本書の後、国際競争ネットワーク（International Competition Network）が結成され、国際協力の枠組が進展することになってきている。こうした議論もまた組み込んで考えていくことが必要である。

第6に、理論的な観点から二つのポイントを挙げるとすると、代替的な政策手段の検討として、競争政策以外の政策手段（例：産業政策、貿易政策）が小規模経済の効率性向上に果たす役割についても検討することは考えられる。これらの政策と競争政策との相互作用についてのより詳細な分析があれば、より包括的な政策提言が可能となる。別の論点として、厚生基準の選択である。本書では総厚生基準を推奨しているが、この選択には議論の余地がある。消費者厚生基準を採用することに関しては多くの議論がなされてきており、この点は更に深める余地もあるとも考えられる。

しかしながら、本書は、競争政策検討の際に従来検討されてこなかった小規模経済での競争政策の在り方を正面から議論するもので、小規模経済における競争政策について単なる欧米型の競争政策の適用だけで全てが解決するわけではないことを明らかにする画期的な著作と考えられる。

(2024年8月30日)